

衆議院 総務委員会 議録 第十四号

令和三年四月十三日(火曜日)

午前九時二分開議

出席委員

- 委員長 石田 祝穂君
理事 橋 慶一郎君
理事 富樫 博之君
理事 務台 俊介君
理事 岡本あき子君
理事 安藤 高夫君
理事 小倉 將信君
理事 木村 弥生君
理事 齋藤 洋明君
理事 鈴木 淳司君
理事 武井 俊輔君
理事 古川 康君
理事 穂坂 泰君
理事 山口 俊一君
理事 神谷 裕君
理事 高木 鍊太郎君
理事 松田 功君
理事 山花 郁夫君
理事 足立 康史君

- 政府参考人 (人事院事務総局職員福祉局長) 練合 聡君
政府参考人 (国家公務員倫理審査会事務局局長) 荒井 仁志君
政府参考人 (総務省大臣官房長) 原 邦彰君
政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 藤野 克君
政府参考人 (総務省情報流通行政局長) 吉田 博史君
政府参考人 (国立感染症研究所長) 協田 隆字君
政府参考人 (経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官) 新川 達也君
(株)会社フジ・メディア・ホールディングス代表取締役社長兼COO 金光 修君
(日本放送協会会長) 前田 晃伸君
(日本放送協会副会長) 正籬 聡君
総務委員会専門員 阿部 哲也君

委員の異動

四月十三日

- 辞任 金子万寿夫君 補欠選任 武井 俊輔君
古川 康君 尾身 朝子君
同日 尾身 朝子君 補欠選任 古田 圭一君
武井 俊輔君 金子万寿夫君
同日 古田 圭一君 補欠選任 古川 康君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(内閣提出第二号)

○石田委員長 これより会議を開きます。
行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として株式会社フジ・メディア・ホールディングス代表取締役社長兼COO金光修君、日本放送協会会長前田晃伸君及び日本放送協会副会長正籬聡君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。
各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官藤井敏彦君、内閣官房内閣人事局内閣審議官藤田稔君、内閣法制局第一部長木村陽一君、人事院事務総局職員福祉局長練合聡君、国家公務員倫理審査会事務局局長荒井仁志君、総務省大臣官房長原邦彰君、大臣官房審議官藤野克君、情報流通行政局長吉田博史君、国立感染症研究所長協田隆字君及び経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官新川達也君の出席を求め、説

明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

この際、参考人に一言御挨拶を申し上げます。
本日は、御多用のところ当委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

○石田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。橋慶一郎君。
○橋委員 おはようございます。
本日は、金光フジ・メディア・ホールディングス社長さんに御出席いただいております。ありがとうございます。
今般、過去において外資規制違反だったことがフジ・メディア・ホールディングスさん、判明いたしました。東北新社が外資規制違反により認定放送持ち株会社の取消処分を受けた直後でもあり、かつ、民放キー局の一つであるフジさんでこのような事案が発生したことは、ゆゆしき事態であります。

今般の事態について、フジ・メディア・ホールディングス及び総務省の対応に問題がなかったかどうか、今後、このような事態が発生しないよう、放送法の制度面も含め、どのように対処していくべきかが重要であると思っております。これらの点につきまして、フジ・メディア・ホールディングス、また総務省に確認をさせていただきたいと思っております。

四月八日のフジ・メディア・ホールディングス金光社長との会見によりますと、二〇一四年九月末の株主名簿確定に当たり、過去の外国人議決権比率の計算に過誤があることに気がついたというこ

とであります。その結果、二〇一二年九月期から二〇一四年三月期まで放送法の外資規制比率二〇％を上回っていたことが判明、総務省に対しては二〇一四年十二月上旬頃に報告したと述べられております。

過去の外資規制違反について気づかなかつた原因は何だったのか、また、総務省への報告が二〇一四年十二月と遅れたことはなぜなのか、そしてまた、当時その事実を会社として公表しなかったのはなぜなのかということが疑問点としてあるわけでありませぬ。

そこで、金光参考人に、本事業について、事業の発覚から総務省への報告までの一連の経緯、また、会社として本事業についてどのように総括しているのか、まずお伺いいたします。

○金光参考人 フジ・メディア・ホールディングスの金光でございます。

まずは、過去の一時期、株主名簿の作業ミスによりまして外資規制の基準を超過し、違反した状態でありましたこと、また、これにより多くの方々に御心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。お答えさせていただきます。

まず、この株主の議決権比率のミスに気がついたことに関してでございます。

これは、二〇一四年九月末の株主名簿確定作業の準備段階で、子会社その出資会社が当社の株式を保有していることに気がつきました。今回の違反につながるきっかけとなる、いわゆる相互保有株の存在に気がつきましたが、外人持ち株比率への影響までは当該部署では思いが至らず、まず目の前の十月からの株主確定作業を最優先して行いました。十月二十日に二〇一四年九月期の株主名簿が確定した後に、この控除すべき株式が過去の計算でどうであったかの確認作業を始め、十月末から十一月初旬にかけて、外資規制にオーバールしていることが判明いたしました。

御質問は、報告が遅れた理由ということで。(橋委員「はい」と呼ぶ)

今申し上げましたように、十月の末から十一月初めに株式担当の総務部門が過去の間違いを確認した時点で外資規制の重要性を認識し、それを最優先として対応していたと考えております。会社への報告ができていたと考えております。会社全体としまして、放送法、特に外国人の議決権比率に関する重要性の認識が甘かったことを深く反省し、おわび申し上げます。

続きまして、御質問の、会社としての総括でございます。

これは、ミスを犯した、専門的な分野ではありませんが、原因の解明、その再発防止策を講じました。具体的には、議決権確定における業務フローの改善、部門間の情報共有の強化、そして放送法、特に外資規制の重要性に関する認識の甘さへの改善などを行い、反省するとともに、二度と起こさないことを徹底いたしました。

以上、お答え申し上げます。

○橋委員 ありがとうございます。

再発防止、いろいろな手だてを講じていたのだ、あるいは議決権比率に少し余裕を持たれる、いろいろな方法があるかと思いますが、是非御検討いただきたいと思っております。

限られた時間でありまして、総務省の方にも要点をお伺いしてまいりたいと思っております。

フジ・メディア・ホールディングスにつきましては、四月九日の総務大臣会見によれば、認定の取消しは行わない、また、先月、東北新社の外資規制違反については認定の取消しは行われているわけでありませぬ。

この両者の処分の違い、その判断の理由について、事務方の方にお伺いいたします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

フジ・メディア・ホールディングスは、二〇〇八年の当初の認定時におきまして外資規制に抵触しておらず、その認定は適正なものでございました。

一方で、東北新社は、当初の認定時において外資規制に抵触しており、本来であれば、認定その

ものを受けることができなかつたということでございませぬ。

したがって、東北新社につきましては、当初の認定という行政処分には重大な瑕疵があったとして、総務大臣の職権により、行政手続法に基づく手続を経て、認定を取り消したものでございませぬ。

○橋委員 これは法の解釈ということで、法のとてつけとしてはそういうことになるのかもかもしれませんが、この制度面の問題もあると思っております。

それと、総務省側の今般のフジ・メディア・ホールディングスさんからの報告があつたときの対応についてもやや問題がある、このように思っております。

総務省が二〇一四年十二月上旬頃、フジ・メディア・ホールディングスさんから過去の規制違反の相談を受けたということですが、そのときのやり取りの概要、そして総務省の対応について、事実をお伺いいたします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

総務省では、フジ・メディア・ホールディングスから、二〇一四年三月末までの間、外資規制違反の状態であつたことなどについての報告等を受けました。

このときのやり取りとして、フジ・メディア・ホールディングス側から、不注意により外資規制違反の状態にあつたことについて、どういふ理由であるかと申し訳なかつた旨のおわびがあり、同社から総務省への報告が遅れたことのおわびがありました。また、総務省からの確認に対し、同社が、外資規制違反の状態は報告があつた時点におきまして既に解消されていると回答いたしました。総務省から同社に対し、今後このようなことを二度と起こさないよう厳重に注意をいたしました。

以上を確認させていただきます。

○橋委員 今おっしゃったように、総務省では厳重に注意をしたということではあります、過去

のことであれ、外資規制違反の事実を省として把握していたのであれば、事の重大性から見れば、総務省として公表する、あるいは、フジ・メディア・ホールディングスさんに即刻公表すべきということとその場面で提案すべきではなかつたかと考えますが、いかがでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

外資規制違反という重要な事実を当時総務省で把握したのでありますので、御指摘のとおり、公表することが適切であつたと考えられます。したがって、その点において、当時の担当者の認識が甘かつたと言わざるを得ないと考えております。

○橋委員 その検証して、まずこれからの改善につなげていただきたいと思ひます。

もう一点、この制度、東北新社さんとフジ・メディアさんの違反に対する結果が制度のことによって違つたわけでありませぬけれども、外資規制違反があつても違反状態が解消されれば認定の取消しができるということの中で、このほかに、規制違反をしている場合についての状態に対する何らかのサンクションといひますか、そのことによつて不利益を被る、そういうたてつけというのは放送法にはないんでしようか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

認定放送持ち株会社について、外国人等による議決権割合の違反の対応につきまして、放送法第百六十六条第一項第一号の規定に基づく取消しの規定を設けられてはいますが、放送法におきまして、そのほかの、このような事案に関する規定は設けられてはございません。

○橋委員 このことは、この総務委員会では委員からも指摘があつたところでありませぬ、議決権比率五割、あるいは三三・三三、いろいろな数字があるわけですが、会社法のたてつけ等で考えますと、二〇％になつたからといって、会社法上、取締役会とか株主総会で何かある、そういうことにはなかなかならない。多分、二〇％というのは、かなり、放送の非常に重大な役割に

鑑みて、三三・三よりも更に厳しい外資規制比率というものをやはり課している、それだけ放送が大事だということであろう制度になっているんだと思います。

しかし、その制度がしっかり守られるかどうかということについての担保がいささかこれでは欠けているというか、隠した者勝ちになってしまふんじゃないかという批判を浴びても仕方がないんじゃないか、こういうところがあるというふうに思えるわけがあります。ここは、これまでいろいろ起こってきたこういう事態に鑑みまして、制度面のこと、あるいは対応のこと、これを是非また総務省において検討いただきたいという思いがあるわけがあります。

そこで、武田大臣に、今、いろいろな行政、様々なことについて大変努力をいただいているわけでありますが、放送法のこの制度の問題、武田大臣の見解をここで伺いたいと思います。

○武田国務大臣 今回の事案を受けまして、放送法に係る外資規制の在り方や実効性の確保について様々な御指摘をいただいていることは承知しており、法改正も視野に検討を開始するよう、既に事務方に指示を出したところであります。

まず取り組むべきこととして、総務省における審査体制の強化が必要と考えており、例えば、外資比率の状況を定期的に把握できるような制度に改めることや、外資規制審査に係る担当部署を設置することを含め、審査体制の充実に早急に取り組みたいと考えております。

いずれにせよ、外資規制の抜本的な見直しについて、法改正も視野に、迅速に検討を進めてまいります。

○橋委員 今後の方向性については検討していただけということ、大変ありがとうございます。

やはり、株式市場も非常にグローバルになってきて、海外の方がいろいろな株を持たれるという状況にもなっていて、経済自体がそういうふう非常に海外に開かれていくわけですが、一

面、国民のいろいろな情報であったり、あるいは国民の世論であったり、いろいろな面で、放送と通信におきまして、どういう形でそういうものを規制していく、あるいはそれをどう実効あらしめるものにしていくかということ、そして、こういう時代でありますから、やはり何かあった場合にどう迅速に対応したり公表したり皆さんに知らしめていくか、とても大事なことだと思っております。

冒頭申し上げましたが、フジさんにおかれては、議決権比率というものをこのグローバル時代にどううまくコントロールしていくかということ、そこはやはり真剣に考えていただきたいと思えますし、是非、総務省におかれて、大臣の御指導の下に、よりこの規制が、二〇%というものが実効性のあるものになって、みんなが安心して放送を視聴できるように環境にしていただければ大変うれしなと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

今日は、この後、また各委員からもいろいろ御質疑があると思いますが、その中で深めていただいて、是非、よりよい外資規制比率の担保ということになるように祈りまして、私からの質問とさせていただきます。

今日はありがとうございます。

○石田委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 おはようございます。公明党の國重徹でございます。

本日は、参考人としてフジ・メディア・ホールディングスの金光社長にお越しいただきました。御多用の中、ありがとうございます。

先ほど来議論されておりますとおり、先週、放送行政をめぐり、大きな動きがありました。

まず、先週の月曜日、フジ・メディア・ホールディングスの金光社長が、放送法上の外資規制の議決権比率の計算方法に誤りがあるということを見えられました。その後、フジ・メディア・ホールディングス自身、また総務省でも、武田大臣の指示の下、事案の調査が行われていたと思いき

や、先週の木曜日には金光社長が過去の外資規制違反の事実について会見されまして、その翌日の金曜日には武田大臣が会見をされ、一気にこの事案の真相解明が行われたわけでもあります。

結論としては、武田大臣の会見にもありますとおり、二〇一四年当時、総務省の担当が行った判断、具体的には、過去の外資規制違反があったとしても、その時点において違反状態が解消されていれば認定の取消しはできないという判断でありましたけれども、この判断は今でも妥当であるとの考えを示されました。

先般の東北新社の事案とは異なりまして、迅速な調査と真相解明が行われたこと、このことは、ただららと時間がかかって疑惑が増幅されていくよりかはまだよかつたのではないかと一方、逆に、だからこそ、本件の真相について、この総務委員会でもしっかりと説明をしていただく必要があると思っております。

とりわけ、当時、フジ・メディア・ホールディングスと総務省との間で具体的にどのようなやり取りがなされたのか、当時の総務省の判断が妥当であったとしても、当時の総務省の対応に問題はなかつたのか、現行の放送法における外資規制の在り方について改善すべき点はないのか、こういったことについて、国民の皆様にとりかかり御理解、御納得いただく必要があると思っております。

このような観点から幾つか確認していきたいと思っております。私の持ち時間は十五分ということで非常に限られておりますので、簡潔に御答弁をいただきたいと思っております。

まず、フジ・メディア・ホールディングスの金光社長にお伺いいたします。

先ほどの質疑でも経緯が明らかになったとおり、二〇一四年九月に、フジ・メディア・ホールディングスは、議決権の計算方法の間違い、具体的には、相互保有株式は議決権総数から控除しなければならぬことに気づいたということでありました。しかし、総務省に過去に外資規制に違反

していた事実について報告したのは、二〇一四年の十二月です。議決権の計算方法の間違いに気づいてから三か月も経過しておりますけれども、なぜこれだけの時間がかかったのか、また、事案の重大性からいって、総務省への報告は文書で行うのが通常ではないかと考えますが、実際はどうだったのか、当時のやり取りメモは残されているのか、お伺いいたします。

○金光参考人 お答え申し上げます。

当社が過去において議決権比率の外資規制にオーパーしたということに気がついたのは、二〇一四年九月期の名簿確定作業を行った後、過去を振り返って検証した際に気がついたものです。したがって、その端緒となる相互保有株式の存在に関してはその九月のときに気がつきまして、目先の株主確定作業を優先させたために、過去を振り返るのは確定させた後になりましたので、気がついたのは十月の末から十一月の初めでございます。

それでもすぐに対応して報告すべきだったと思えますが、一か月ほど時間が経過してしまつたのは、当該部署、株式を扱う総務と、決算それから有価証券報告書を出す財務経理との間でのいろいろと調整事があったからだというふうには認識しております。

それで、実際、総務省さんへお伺いしたのは、このミスに関しましては、ミスしたことがどれだけの影響度合いがあるかということが最大の問題でございます。したがって、外資規制に違反したということが認定の取消しになるのかどうかということが、最大の関心事というか、我々が考えなければいけないこととございました。

したがって、一回目は、十二月の初旬に放送政策課に行き、今は適正に処理されておりますが、過去において外国人議決権比率が二〇%をオーパーしていることをお伝えし、謝罪をいたしました。会見のとき私は記憶が曖昧ではございませんでしたが、同時に、その経緯、原因及び外国人議決権のオーパーしている数値を示した書面を提出